

中世イタリアにおける領域構造論

及び都市—農村関係論の課題

佐藤 公 美

はじめに

一九七〇年代に至るまで、イタリアの中世史研究においては長い間都市中心的な記述が大勢を占めていた。一九六〇年代末まではC・ヴィオランテのミラノの前コミュニケーション史研究やR・ロメオによるS・アンブロジオ修道院の農村における領主支配の研究などが例外的に都市と農村の密接な関係を強調した議論を行っている^①が、全体的な傾向としては都市コミュニケーションを「農村的・封建的・貴族的」な世界との対立において理解する見方が優勢であった。中世の中北部イタリアには周辺の農村領域を支配する「都市コミュニケーション」が多数成立し、その一部は中世後期には自治共和国から「シニョーリア制」と呼ばれる寡頭や独裁による統治体制へ移行し、君主あるいは一つの支配都市によって複数の都市が支配される領

域国家を形成していった。このような統治体制の変化はイタリア都市の特徴としてよく知られているが、この変化の要因の理解と歴史的評価もまた、既述のような都市中心の歴史観に大きく規定されていたと言えよう。多少図式的に示せば、都市領主による支配を克服し成立した都市コミュニケーションが君主国あるいは領域国家へと移行して行く過程は、「都市共和国の自由」の衰退の過程であるということになる^②。

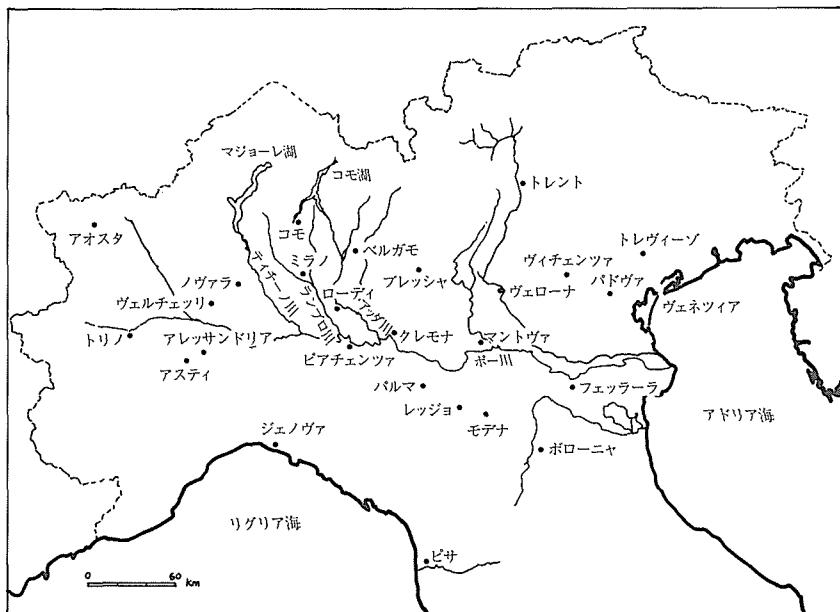
このような都市中心的な記述に対する大規模な批判が展開されたのが、一九七〇年代から一九八〇年代にかけてのことである。その中で積み上げられてきた諸研究は、分析の対象を都市内部の社会構造に限定せず、農村領域との関係を問題にするという点において共通の傾向を持ち、少なくとも研究対象としての都市の特権的重要性を否定するという傾向が共有されていた。この時期の

都市と農村をめぐるイタリアの中世史研究の動向を知る上ではR・ボルドーネによる動向論文が詳しいが、そこで彼は「都市によるコンタード征服」という表現にあやかって、当時の農村に研究対象が傾いていた動向を指して「歴史学においてはコンタードが都市を征服した」と評している。^③

このような都市史批判を受けた現在の中近世イタリア史研究には、二つの動向が見られる。一つは十一世紀前後の都市ムーネ成立期に関するものである。都市ムーネの指導層の一部が同時に農村部に所領を持つ貴族であることはN・オットカールの指摘以来よく知られているが、これらの貴族の家が所領形成との関連の中どのように成立するかという問題や、その所領経営と都市ムーネの関連などは長い間実証的課題として残されていた。^⑤その後農村に対する注目が高まったことにより、貴族や領主制、農村共同体、「農村ムーネ」に関する研究が蓄積されはじめ、これらと都市ムーネの関連が議論されることが可能になったのである。^⑥一九八〇年代から一九九〇年代にかけては、領主支配の形成と発展そのものや農村共同体の実態を問題にする実証研究も着実な成果をあげている。^⑦他方は一三世紀後半以降、シニョーリア制を経て複数の都市を包含して成立する領域国家に関する動向である。この面では、近世の領域国家が持つ基本的にも均質で多元的

な領域構造が強調され、地域ごとの差異を考慮しつつ理論的な見取図の構築を進める作業も同時に進展して来た。一九七〇年代以来この仕事を中心的に進めて来たのはG・キトリニであるが、彼の出发点はやはり農村領域との関係を考慮せず都市内部の社会構造にのみ注目し、シニョーリア制への移行に「自由」の衰退を見出す都市中心史観に対する批判であった。キトリニはシニョーリア制への移行の要因として、都市ムーネが組織的に農村領域を統合し編成する能力を持ち合わせていなかったという点を強調する。都市ムーネは有力な聖俗の領主支配や農村・山岳・溪谷の共同体、城塞集落のような半都市的中心などの多様なローカルな政治勢力を完全に服属させることはなかった。これらの勢力は、新しく成立する領域国家のもとでもやはりその自立性と活力を維持しつつ、領域国家の秩序の内部に組み込まれて行く。こうして国家と地域の間で権力が分有され補充しあう「二元主義」が成立する。^⑧すなわち都市ムーネにおけるシニョーリア制の出現は、都市ムーネの下では実現されなかった広範な領域に及ぶより安定的な秩序を創出しようとする試みとして理解されるのである。

中世盛期以後の中北部イタリア史は自治的な諸都市の分立と相互の対立抗争によって特徴付けられ、ヨーロッパ史の中でも特異



C. Wickham *Early Medieval Italy. Central Power and Local Society 400-1000*, London & Basingstoke, 1981 より作成

な外観を呈している。しかし都市コムーネ形成期における都市共同体や農村共同体の形成と発展、そして中世後期以降の領域国家の形成という過程は、以下本稿で述べるように大局的に見ればやはり他地域と共通の特徴を多く備えていると言えるのではないだろうか。しかし従来の都市コムーネの制度史的な理解においては、都市内部の社会的な関係に視角が限定されがちであり、それゆえこうした共通点の多くが見落とされて来たのではないだろうか。現在もなおこうした傾向は強いと言えよう。しかし集中的な都市史批判を経た現在必要とされることは、共通点を十分に意識した比較史的展望の下でコムーネ時代を再び意義付け直すことではないかと筆者は考える。そのためにはコムーネ形成期以後を、中世後期に確認される領域構造の形成過程として連続的に捉えて行くことが有益であろう。そこでは第一に都市コムーネの形成という出来事と農村社会の動態との関連を明らかにすることが必用であり、第二にはそのことが後の領域構造が確立して行く過程においていかなる意味を持ち得たのかを考察することが必用である。

本稿の基本的な目的は、イタリアの中世後期以降の国家の領域構造を見通した上で、その形成過程におけるコムーネ時代の意義付けを行うための論点を示すことにある。そのために先述

のような都市史記述に対する批判的再検討の成果を取り上げ、整理した上で実証的な課題を示すことをこころみたい。そのための方法として、はじめに領域構造の見取り図を示した上で、その後都市コムーネ形成期以後に関する代表的な研究を取りあげ、論点を指摘する^⑨。実証的な課題に結び付けるためにはある程度地域を限定しつつ同時に地域間の比較を行うことが必用であろう。ここでは、理論的主張の影響力によって地域を超えた議論の対象となった研究を比較的多くもつ、ロンバルディア地域を中心に扱う。この地域は封主・封臣関係の持つ社会的影響力の強さや農村領主支配の残存という封建社会的な特徴を色濃く持っているが、同時に都市コムーネを早期に発達させてもいる。したがって封建制度や都市コムーネの影響力が異なるさまざまな地域に対して、興味深い比較の視点を提供するものと思われる。

- ① C. Violante, *La società milanese nell'età precomunale*, Bari 1953; R. Romeo, *La signoria dell'abate di Sant'Ambrogio sul comune rurale di Origio*, in *revista storica italiana*, 1957, LXII, pp. 340-377, 473-507.
- ② G. Chittolini, *La crisi delle libertà comunali e le origini dello stato territoriale*, in *revista storica italiana* 82, 1970, (現在㉞ G. Chittolini, *La formazione dello Stato regionale e le istituzioni del contado* ㉞所収, pp. 3-35); Id., *Introduzione*, in: *formazione dello Stato regionale*, pp. VI—XL; Id., *Alcune considerazioni sulla storia politico-istituzionale del larso Mediceo: alle origini degli "stati regionali"*, in: *Annali dell'Istituto stor-*

ico italo-germanico in Trento 2, Bologna 1976.

- ③ R. Bortone, *Tema cittadino e «ritorno alla terra» nella storiografia comunale recente*, in *Quaderni storici* 52, 1983, pp. 255-277; Id., *storiografia recente sui comuni italiani delle origini*, in: *Die Frühgeschichte der europäischen Stadt im 11. Jahrhundert*, (Hg.) J. Jarnut und P. Johanek, Köln; Weimar; Wien, 1998 (Stadeforschung 43), pp. 45-61.

- ④ N・オットカール『中世の都市コムーネ』(清水廣一郎・佐藤真典訳) 創文社、一九七二年。

- ⑤ 都市コムーネの支配層の家と都市農村関係に関しては、高田京比子「中世イタリアにおける支配層の家と都市農村関係——都市コムーネ理解に向けて——」『史料』第七八巻第三号、一九九五年、一一七—一三六頁。

- ⑥ 本稿ではイタリア語で *comune rurale* という単語を当てられているものに相当する、農村部の在地的な集団をすべて「農村コムーネ」という語をあてて記述した。しかし農村コムーネの定義に関しては研究者によって見解の相違がある。定義に関わる主要な論点には、①一二世紀以降、代表や規約を備え、組織的な特徴が明確に備わって以後のものを「農村コムーネ」と定義するか、それ以前の組織性が不明確な時代の集団をもそれと見なすか②その起源として、バン領主支配の成立に伴うその支配下の住民の結束を重視するか、より一層古い起源を持つ教区共同体や牧畜共同体を重視するか、といった問題がある。③の点の研究史理解には C. Wickham, *Community and Clientele in Twelfth-Century Tuscany: The Origins of the Rural Commune in the Plain of Lucca*, OxfordUP 1998, pp. 1-10, 209-241. 本稿では領域構造との関連から農村コムーネを扱ったため、起源に結びつけて何らかの定義を採用することを敢えて避けた。また、山岳部を含め農村部の

在地的な集団を広く「農村コムーネ」と記述した。しかし「農村コムーネ」に定義を与えるためには在地社会の内部構造を分析することが必要であると筆者は考えており、この点は今後の実証的課題とする予定である。したがってこの「農村コムーネ」という語の使用は暫定的なものである。また「般に comune rurale」という語が使われる際には、必ずしも明確な農村構造が意識されているわけではない。したがって場合によっては「村」という語を使わず「農民のコムーネ」と言った方が適切かもしれないが、本稿ではあくまで暫定的に「農村コムーネ」を採用した。

- ⑦ 農村領主支配の発展を、都市コムーネの形成と発展を経た中世後期の領域国家の形成までの長期的な展望の下で位置づけ最初に記述したのはG・タバッコであるが、都市コムーネと領主支配、さらにはその支配下の「農村コムーネ」との関係に関しては議論が多い。G・Tabacco, *La storia politica e sociale. Dal tramonto dell'Impero alle prime formazioni di Stati regionali*, in: *Storia d'Italia annali 2, dalla caduta dell'Impero Romano al secolo XVIII*, Torino 1974, pp. 3-274, esp. pp. 151-167. (以下 Tabacco, Id., *Egemonie sociali e strutture del potere nel medioevo italiano*, Torino 1979, 以下所収。) 農村領主支配の形成に関する比較的近年の成果として G・Dilcher, C・Violante (ed.), *Strutture e formazioni della signoria rurale nei secoli X-XIII (Annali dell'Istituto storico italo-germanico Quaderno 44)*, Bologna 1996; *Chiese e mondo feudale nei secoli X-XII, Atti della dodicesima Settimana internazionale di studio Mendola, 24-28 agosto 1992 (Miscellanea del Centro di studi medievali volume quattordicesimo)*, Milano 1995. 農村コムーネについて C・Wickham, *Community and Clientel: Id., The Mountains and the City, The Tuscan Apennines in the Early Middle Ages*, OxfordUP 1988; C・Violante, *La signoria territoriale come quadro delle strutture organizzative del contado nella Lombardia del secolo XII*, in (pubblicate) W・Paravicini, K・F・Weimer, *Historie comparée de l'administration (l'Ve-XVIII siècles)* (Beihete der Francia 9) München 1980. 日本では農村史に関し、城戸昭子氏の書誌『Biblioteca di storia agraria medievale, diretta da Bruno Andreolli, Vito Funagalli e Massimo Montanari, Bologna, 1983-1991, 『イタリア学会誌』四四〇—二二—二二二頁。同「二〇—二二世紀イタリア中南部の農村構造——P・トッセルの業績をめぐって——」『九州経済学界年報』一九八九年、六二—六六頁。

- ⑧ G・Chittolini, *Introduzione*, in: G・Chittolini (ed.), *La crisi degli ordinamenti comunali e le origini dello stato del Rinascimento*, Bologna 1979, pp. 7-50; Id., *Introduzione*, in *La formazione dello Stato regionale*, Id., *Principe e comunità alpine in area lombarda alla fine del medioevo*, in: *Le Alpi per l'Europa: una proposta politica: economia, territorio e società: istituzioni, politica e società*, Milano 1988, pp. 219-235; Id., *The Italian City-State and Its Territory*, in: A・Molho, K・Raftaub, J・Enlen, A・Arbor (ed.), *City States in classical antiquity and medieval Italy: Athens and Rome, Florens and Venice*, 1991.

- ⑨ については指導層となる貴族の形成とその支配としての農村と都市との関係の形成という、都市コムーネ制度の社会的前提が確立する過程を含めて、都市コムーネの「形成期」という表現をおこなう。次章以下で扱うH・ケラーの研究が扱う「都市コムーネの形成」は、このような社会的意味において理解されるものである。一般には都市コムーネの「形成」という表現はコンソル制の確立という制度的な変化を指して用いられる。ケラーが都市コムーネの社会的前提の確立とその制度的確立を別個のものとして論じているのに対しては、G・デイルヒャーによる批判がある。G・Dilcher, *I comuni italiani come movimento*

一

従来ヨーロッパの他地域とは異なる発展をイタリアに見る傾向が強かった当時のイタリアにおいて、キットリーニは「二元主義」という概念の援用にも明白に現れているように、一九七〇年代からドイツ国制史研究を意識しつつ比較史的展望を持った議論を進めていた。続く一九八〇年代はイタリア国内でも国家研究の進展が見られ、^①その成果を受けてトレントの『イタリアードイツ歴史研究所』では、一九八九年九月に「中世・近代のイタリア・ドイツにおける都市法」、一九九二年九月に「一三・一四世紀イタリアおよびドイツにおける領域編成」^②と題した研究集会が開かれており、主としてドイツ語圏とイタリアの比較が試みられている。八九年集会においては、都市による領域支配が、領域国家に包含された後も諸都市の都市法が持つ効力や持続性に影響を与えているという点が独伊の比較において意識化されていた。^④このことは、イタリアにおいては中世盛期の都市コムーネの下で確立した都市と農村の関係が、少なくとも法制史的・国制史的観点から

は中近世の歴史を通じて決定的な意義を持ったことである。これを受けて九二年の集会では領域構造そのものを問題として扱っている。ここでの報告を下に、日本ではあまり知られていない地域を中心に幾つかの例をあげてみよう。^⑤

まずは都市コムーネをほとんど発達させなかったアルプス地方に関する情報が蓄積されている点が目を引く。P・カマロサノによる東アルプス地域に関する報告は、教会イムニテートが広範な領域を占め、アクイレイア総大主教領はじめ、聖俗の諸侯領が早期に確立するこの地域の特徴をよく示している。^⑥ここでは聖界君主の代官職の世襲化や、君主と封建関係でむすばれた中小レベルの貴族が多数政治勢力の核をつくっていることにより、貴族と君主の間の紛争と領域全体の凝集力の弱さが顕著である。世俗支配者であるサヴォイア家領の発展した西アルプスに関しては、G・カステルヌオーヴォによる報告がある。^⑦この領域は自立性の強い渓谷共同体をもつアオスタ渓谷からトリノに至るまでの多様な地域を含み、法慣習や定住形態に著しい多様性が見られ、個々の共同体の自立性が極めて強い。一三―一五世紀にはサヴォイア伯がイニシアチヴをとった立法措置も増大し、すくなくとも規範的なレベルにおいてはサヴォイア伯支配下の全領域を均質化する努力が行われている。また役職の創出も在地エリートの構成に少

なからぬ影響を与えている。しかし基本的には在地的権力と伯の間の協調によって地域の秩序がつくられており、サヴォイア伯の権威はこうした構造的な不均質性ゆえに必要とされる諸勢力の間の調停者、および平和破壊に対する公的権威の保持者のそれとして発達して行くのである。

以上は君主国としての領域秩序を発達させたアルプス地方の事例であるが、早期に都市コムーネが確立した地域に関しては、ポー川流域のマルカ・トレヴィリヤーナ、ロンバルディア、エミリアの三地域に関するG・M・ヴァラニーニによる興味深い比較史的試みによる報告がある^⑧。キットリーニが都市による領域編成能力の限界性を指摘したのは主としてロンバルディアを念頭においてのことであるが、都市コムーネの支配体制の脆弱さ、という図式はやはり各地域に機械的には適用できない。ロンバルディア地方ではやはり都市による農村に対する領域的組織化が一五世紀に至っても不完全にしか確立しない。この個々の都市による領域編成能力の弱さには三つの要因が指摘されている。一つは全ロンバルディアに対する大都市ミラノの干渉能力である。ミラノはロンバルディア同盟の中で主導権を握り、また複数の都市にまたがって広域的に活動しゲルフィやギベリーニの党派を形成する能力を持つ大貴族の存在も大きな意味を持っていた。第二には城塞

集落のような多くの半都市的中心を持つという定住形態上の問題がある。そして第三にはロンバルディア内部での地域差である。

とりわけロンバルディア内部でもアルプスの麓に位置する溪谷や山岳の共同体に対する都市の支配は、きわめて不安定な形でしか実現しなかった。都市コムーネが早期に発展し、都市が大きな影響力を持ちながらなお農村領域の組織化が貫徹されることがなく、多くの自立的な勢力を農村部に残したロンバルディアは、やはり都市と農村の関係を考えて行く上でも興味深い事例と言えるのではないだろうか。都市の世界という印象の強いポー川流域においてもピアチェンツァ、ベルガモ、プレッシャなどでは山岳地形の影響は大きく、これらの都市コムーネはほとんど効果的な領域支配を行って得ていないという。とりわけこのロンバルディア地域内で明確な対照を示すのがアルプス山麓と平野部の差異である。アルプス山麓には多くの自治能力の高い共同体が維持されていたが、これらは各都市コムーネの裁判支配権の下には属さず、後にはミラノ大公の下に直属して行くことになる^⑨。また、多くの半都市的中心の存在も特徴的と言える。これらはその政治的・経済的な中心性から言ってアルプス以北の基準からすれば「都市」に匹敵するが、圧倒的な中心性を持つ大都市コムーネとの関係の中で、「都市」としての法的地位を得ることなく一城塞集落にとどまっ

ているのである。^⑩

マルカ・トレヴィリヤーナ地域では、一都市を超えて領域的なレベルで活動する大貴族が少ない。トレヴィーゾ、ヴェローナ、パドヴァ、ヴィチエンツァなどの都市コミュニネが一二世紀後半に農村領域への影響力を強めて行く一方、貴族はそれまで複数の都市に及んでいた活動範囲を狭め、拠点となる単一の都市を選択して行く。レッジョやモデナなどエミリア地域ではごく小規模な貴族や領主に至るまで都市コミュニネに対する強固な自立性を保持している場合が多く、領主たちはその基盤として山岳民や農民による軍事力を維持していた。対してポー川流域でも東部にあたるフエッラーラやマントヴァでは、堅固な農村領主支配がほとんど存在せず、都市が農村領域に対して確固としたヘゲモニーを握っていた。

ヴァラニーニは中世後期に成立する領域国家の国制に影響を与えるものとして、都市コミュニネが農村領域を組織化し支配する能力の差異を重視し、その差異が生じる時期として一三世紀後半期を重視している。この点を考慮すれば、形成期から初期のコミュニネ史に関しては、都市コミュニネの農村領域の支配能力に差異をもたらす要因が検討課題として指摘されうらう。キットリーニはこの研究集会の導入において、都市による農村の領域的な組織

化自体を、一一世紀に開始する二つの「領域化」という、同時代のヨーロッパに一般的な変化のプロセスの一特殊事例として位置付けている。すなわち領主支配、都市、農村のような在地的なレベルでの「領域化」と、いわば「国家的」な秩序を志向し、複数の在地的領域を包含する、より広域的な傾向を持つ「領域化」との二つである。したがって問題となるのは、この二つのレベルの「領域化」の接合の仕方の地域差であるということになる。一般論的な指摘ではあるが、領域国家形成との関連において都市コミュニネ形成期が持つ意義の一つを示唆するものと言えよう。

この点からも領域構造を考慮した上でコミュニネ時代の展開の位置付けを行うこと、すなわち都市コミュニネの形成と発展が領域構造の確立過程において果たした役割を明らかにすることの重要性を指摘しうらう。以下では、ロンバルディア地域を中心に、都市史記述の批判的検討の中で出された研究から、コミュニネ形成期以後の領域編成の過程に関する論点を整理して行きたい。

⑩ 本稿では取り上げなかったが、七〇年代から八〇年代にかけての近世国家史研究をふまえ、社会的研究と国制史との接合を探索の試みとしてなされたものに、イタリア・ドイト歴史研究所とシカゴ大学の協働による研究集会がある。報告集は、G. Chittolini, A. Molho et P. Schiera (ed.) *Origini dello Stato. Processi di formazione statale in Italia fra medioevo ed età moderna. Annali dell'Istituto storico italo-germanico*

- Quaderno 39. Bologna 1994. pp. 553-590. J・キルシュナーによる同書の英語版序文は「イタリアの中近世国家研究史の概観を得る上では有益である」。J. Kirsner, *Introduction: The State Is "Back In"*, in: J. Kirsner (ed.), *The Origins of the State in Italy 1300-1600*, Chicago UP 1995, pp. 1-10.
- ② 報告集 44 G. Chittolini, D. Willoweit (ed.), *Statuti città territori in Italia e Germania tra medioevo ed età moderna. Annali dell'Istituto storico italo-germanico Quaderno 30*, Bologna 1991.
- ③ G. Chittolini, D. Willoweit (ed.), *L'Organizzazione del territorio in Italia e Germania: secoli XIII-XIV. Annali dell'Istituto storico italo-germanico Quaderno 37*, Bologna 1994.
- ④ G. Chittolini, *Statuti e autonomie urbane. Introduzione*, in: *Statuti città territori*, pp. 7-46.
- ⑤ 日本では齋藤寛海「トスカーナ大公国の領域構造」『紀要〈信州大・教育〉九〇』（一九九七年）が一六世紀半ばを中心としたトスカーナ大公国領域について論じている。
- ⑥ P. Cammarosano, *L'organizzazione dei poteri territoriali nell'alto alpino*, in: G. Chittolini, D. Willoweit (ed.), *L'Organizzazione del territorio*, pp. 71-80.
- ⑦ G. Castelnovo, *Principati regionali e organizzazione del territorio nelle Alpi occidentali: l'esempio sabauda (inizio XIII-inizio XV secolo)*, in: *L'Organizzazione del territorio*, pp. 81-92.
- ⑧ G. M. Varanini, *L'organizzazione del disprezzo cittadino nell'Italia padana dei secoli XIII-XIV (Marca Trevigiana, Lombardia, Emilia)*, in: *L'Organizzazione del territorio*, pp. 133-234.
- ⑨ G. Chittolini, *Principe e comunità alpine in area lombarda alla fine del medioevo*.

- ⑩ G. Chittolini, *Terre, borghi e città in Lombardia alla fine del Medioevo*, in: G. Chittolini (ed.), *Metamorfosi di un borgo. Vigevano in età visconteo-sforzesca*, Milano 1992. pp. 7-30. 特 7 pp. 8-9.

二

この地域で、形成期における都市コムーネと農村社会の関係を扱った実証研究を最初に提出したのがH・ケラーの『九—十二世紀北イタリアにおける貴族支配と都市社会』である。^①ここでケラーが一貫して論じているのは、都市コムーネの指導層である貴族の形成と発展という問題である。その最大の意義は、貴族史における都市コムーネの意義を明確に位置付けたことと言えよう。

最も大きなインパクトを与えた論点は、〈カピタネイ〉〈ヴァルヴァンソーリ〉〈ボポロ〉という三つの身分からなるとする都市コムーネの三身分構成モデルである。ケラーによれば〈カピタネイ〉という身分は農村における領主支配のあり方と深く関連していた。すなわち、一定の領域的まとまりを持った地域に対して領主支配を確立していることが〈カピタネイ〉たることの要件であり、そしてこのような〈カピタネイ〉と封建的従属関係を結んでいる者が〈ヴァルヴァンソーリ〉であった。

以下では、カピタネイとヴァルヴァンソーリのそれぞれの出自と変化のプロセスをケラーに従ってまとめてみよう。

① カピタネイ

この集団の特徴を一言で言えば、既述のようにカロリング時代以来の貴族層との連続性であり、多くの家は一〇世紀以前にまではその起源を遡ることが出来る。「カピタネイ」であるということは、何よりも農村におけるバン領主支配の実現によって基礎づけられていた。しかし、ロンバルディアは多数の聖界団体の散在所領の広範な分布や貨幣経済の浸透による、極端に細分化した土地保有形態を持っており、一円的な領主支配の実現にとっては困難な条件が多数存在していた。そのため、連続的な貴族たちにとっては広範な自有地や徴税権の保有、王権による支配の正当性の承認などを得ることが、領主支配形成に際して有利な条件の一つとして作用したのである。

このような条件を多数保持しており、後のカピタネイの祖先が一〇世紀にどのような社会的地位にあったかを示すのに最適の例としてケラーが挙げているのがカザルヴォローネ家である。同家はオットー一世時代に遡る皇帝の封を持ち、一〇世紀中葉にはすでに複数の裁判権と城塞、徴税権を保有していた。一〇世紀から一一世紀前半にかけては、国王や司教の家臣団の中に同家のメンバーを見出すことができる。王国と密接な関係を持つ連続的な貴族の例と言えよう。

対して一二・一三世紀のミラノの最有力家門であるソレッシーナ家は、ミラノ内部では一一世紀中葉までしか遡り得ない。しかしただちに同家の連続性を否定することはできない。同世紀前半にはクレモナ司教の家臣団の中に一族を見出すことができ、さらに遡れば一〇世紀末葉のクレモナ司教の家臣オデルリコに行き当たる。このオデルリコは同名のベルガモ司教オデルリコ（九五四―九六八）の甥であり、その母親はカノッサ家のアトーの姪にあたる人物である。先述の司教オデルリコ以外にも、同名のオデルリコという人物がベルガモで副伯の職に就いており、一〇世紀には同家の祖先の中心的な活動拠点はベルガモにあったようだ。同様に、ミラノ大司教アルノルフ（九九八―一〇一八）、プレッサンシヤ司教ランドルフ（一〇〇三―一〇三〇）をはじめ、多数の高位聖職者が輩出したアルツァゴ家など、一都市の領域内に限らない広範な活動範囲を持つカピタネイは数多い。

教会との密接な関係の維持もカピタネイの特徴である。多数の高位聖職者を有することで有名なダ・バッジヨ家は、九世紀にはすでに大司教の法廷参加者の一人に見出される。その他大司教ランドルフ（九七六―九九九八）の専制に対する蜂起に参加したタツォーネ、国王使節およびミラノ大司教の家臣である「聖アンブロシウスの騎士」として十一世紀初頭に史料上に姿を見せてい

るその息子アルデリコ、ミラノの司教座聖堂参事会員であったその兄弟エンラード、ミラノの聖マリア・アウロナ修道院長の代官であったアデルリコなどがある。とりわけ著名なのは上記アルデリコの息子アンセルモであろう。この人は一〇四五年にルッカ司教に就任し、そこから一〇六一年に教皇位に就きアレクサンデル二世となった。また、一一〇〇年ごろに聖アンブロジオ修道院の参事会長として確認されるランドルフは、一〇九七年と一一〇三年の二度にわたって大司教候補に挙げられている。このように司教・大司教・修道院長クラスの高位聖職者が複数確認される同家は、ほぼ全世代において司教座聖堂参事にメンバーを送っていた。カピタネイの地位にとって、司教座聖堂参事が重要な意味を持っていたことがうかがえる。

このことはカピタネイと司教座所在地である都市との密接な関係を意味している。ダ・バッジョ家は傍系を含めてすべてミラノ市内に家屋と土地を所有し、教会をも保有していた。王権・皇帝権との結びつきや、それに由来するレガリアの保有、市内の財産と市外の広範な自有地や城の保有および封、そして司教座とのきわめて強い紐帯が、カピタネイの基盤を形成していたのである。

② ヴァルヴァソーリ

カピタネイの連続性に対して、カロリング期以後の変化と発展をより強く反映するのが「ヴァルヴァソーリ」という集団である。ヴァルヴァソーリの事例研究は史料の制約もあり容易ではないが、ケラーの研究からは農民、商業・金融業に関わる市民、そして教会従属民という三つの出自が確認される。リベッロ契約と言われる文書による長期の借地契約や商業活動、金融業などによって蓄積した富がその経済的・社会的上昇の基盤となり、そこから彼らはカピタネイや司教、修道院長との封建関係に入っていた。

司教が封建関係の中心となったことを考えれば、教会の役割はここでも極めて大きい。中には司教と直接の関係を結ぶものもあり、ヴァルヴァソーリが必ずしもカピタネイを介した「陪臣」であるとは言えないようだ。コミュニネの発展に伴って、彼らヴァルヴァソーリもまたカピタネイと共に司教の〈同輩法廷〉に参加し、都市コミュニネの役職をカピタネイと分け合い、大聖堂や修道院の参事会に加わった。ヴァルヴァソーリ身分に属するクリヴェッリ家は、一二世紀末には教皇ウルバヌス二世を出すほどの上昇を示している。またこのクリヴェッリ家は、一一世紀末にはカピタネイであるアッヴォカート家からの製粉場の購入と経営を行っている。市壁近くに設置された製粉場は大きな収入をもたらすもので、

その獲得は社会的・経済的上昇の指標とみなしうるものである。

他方カッシーナ家は、明らかに都市的経済活動から利益を得ての上昇の例を示している。聖ヴィットーレ修道院の修道院長と聖アンブロジーオ修道院の家臣の中に名を連ねているアリブランドの父ゲツォーネは職人であったが、聖アンブロジーオ修道院と結びつくことによってモンツァ付近のコロンニョに土地を保有していた。彼は一〇二九年、コロンニョに持っていた土地と家屋および城塞に他地域の財産もつけ加えて、聖アンブロジーオ修道院が保有していたミラノ市内の土地との交換を行っている。しかし翌年には再び市外の遠隔地に土地を購入している。当時のミラノは地価の上昇率が極めて高く、市内の土地と家屋の所有が高い利益をもたらしたことを考えれば、ゲツォーネによる市内の土地購入が投機目的で行われたことはおそらく間違いない。都市的経済活動の発展に基づく投機活動と、郊外の領域に土地を集積することに努力していた有力修道院の存在が、この独特な封建関係の特徴づけていると言えよう。

ケラーは三身分、とりわけカピタネイとヴァルヴァソーリの差異を敢えて強調しているが、同時に両者が指導層として一つの階層へと統合されて行く契機を重視し、そのプロセスを描出している。図式化すれば、「カピタネイ」は広範な自有地を持つカロリ

ング時代以来の連続性を持つ伯レベルの貴族であり、対してヴァルヴァソーリは自由農民および市民が富裕化し、さらに封建関係を通じて社会的上昇を果たしたものである。両者はやがて騎馬での軍事奉仕をなす「騎士」として「農民」および「都市民」から集団として区別され、「貴族」層を形成して行く。したがって、ヴァルヴァソーリ層の形成と発展というプロセスは同時代の社会的変動を明確に反映するものと言え、その限りでカピタネイとヴァルヴァソーリの出自における差異を明確にすることには重要な意義がある。そして出自を異にする二つの集団が、都市コムーネという場で一つの指導層に融合して行くという局面こそが問題になるのである。

しかし『貴族支配』が最初にドイツ語で刊行された一九七九年当時は、この著書は当時の一連の都市史批判の潮流の中で、都市コムーネの形成における封建貴族の役割を過大に評価し、都市コムーネの成立の意義を封建社会の連続的展開の中に埋没させる議論として一面では受け止められたようだ。ケラーに対する批判の代表的な論点を挙げれば、以下の三点に要約されるだろう。

第一には三身分制批判である。^③都市コムーネの担い手である市民の構成に対する関心からの議論であり、とりわけ商業が早期に発展し、都市コムーネにおいても商人層が大きな政治的役割を果

たしたアスティやピサの事例を踏まえたR・ボルドーネやG・ロッセッティは、市民はケラーが示したようなヒエラルヒシユな階層構造を持っていたのか、コムーネの主要な担い手は封建貴族であったのか、といった点に疑問を投げかけた。結論から言えば三身分構成はミラノに類似した構造をもつロンバルディアの都市にのみ該当するということになる。

第二は連続性批判であり、これはカピタネイという指導層のカロリング時代からの連続性が強調されることによつて都市コムーネ設立の意義が後退するという観点からなされたものである。しかしケラーの議論はこの点を意識しているというよりは、カピタネイの家門形成の要因として自有地の保有を重視し、バン領主支配を形成するためには広範な自有地的基盤や城塞の保有、司教からの封としての十分の一税徴収権の保有などといった複数の条件を必要としたということを強調した議論であり、基本的にシユミット説に立ちながら修正的議論を行うという印象が強い。G・ロッセッティは、指導層の一部に封建貴族が含まれることが事実であつても都市コムーネの設立はその権力行使の形態に変化を与えたのであり、単なる封建世界からの連続ではない、という見解からの批判を行っているが、この点に関してはケラー自身の見解もまた一致するところである。^⑥

三つ目の論点は、都市コムーネ形成に際しての封建貴族の役割を過大に評価し、農村と都市の差異を極小化したために、都市の側からの農村の編成という局面が見落とされているというR・ボルドーネによる批判である。^⑦この点に関しては、筆者なりの理解が妥当であれば、このことはケラーの貴族史的アプローチおよび対象とする時期設定と関連する。ケラーの『貴族支配』は一二世紀までの時期を対象として扱っているが、都市による農村支配も一二世紀前半までは組織性を欠いており、裁判権威としての都市コムーネの求心力もいわば農村側の自発的な受容と結びついて個々に形成されたものであつた。つまり一二世紀までの都市コムーネは全体としての領域的完結性を欠いた、自発的・個別的な結合の総体にすぎなかつたのである。都市による農村の支配という問題は、次に続く段階の領域国家としての側面から検討されるべき課題であらう。ケラーの身分制論に対する評価も、この一二世紀にかけての領域国家への移行のプロセスを視野に収めて、ではその移行の前段階はどのように位置付けられるのかという観点から問題にされるべきではないだろうか。

三身分モデルが決して多くの都市コムーネに妥当するものではないという批判がなされていることは上にも述べた通りである。しかしこうしたモデルが個々のコムーネに妥当するかを問

うよりも、むしろ必要であると筆者が考えるのは、各ムーネにおける身分制の内実の差異を明らかにした上で、その差が都市間の相互関係の中で持った意義を明らかにすることである。例えば同じ三分制を持つ隣接都市同士でも、クレモナでは敵対するミラノ出身の貴族がカピタネイとしてクレモナ司教の法廷でも大きな役割を占めており、その社会的な意義はミラノとは大きく異なり、またミラノとの関係を考慮しなければ捉えられないものと言える^⑧。こうした広域的に活動する貴族を媒介とした都市間の関係が、個々の都市ムーネの制度に与えた影響を考慮しつつ、複数の都市の発展を相互の関係の中で捉えて行く必要があるだろう。

したがって身分制論自体は有効性を持ちうるものと筆者は考えるが、しかし都市による農村支配の進展を動態的に捉えようとすれば、やはり身分形成と農村社会の関連に関するケラーの議論の静態性は問題であろう。ケラーは貴族身分の形成を農民身分の形成との関連から論じているが、農民身分の形成過程は、とりわけ財政上の下部単位としての、都市ムーネの支配下への「農村ムーネ」の編入過程と不可分の関係にある。したがって、個々の所領内で領主の裁判支配権に服するものとしての農民と、都市ムーネにおける身分として把握される農民との間にはやはり変化

を想定しなければならないのではないだろうか。この農村ムーネの都市ムーネへの編入は、都市による領域支配の拡大過程において実現するものであり、『貴族支配』の分析対象とする時代以後の問題になる。一二世紀を上限とすれば、制度的な意味での「農民」身分の形成をもたらす、農村ムーネの形成へ至る動態を視野に収めることができず、それゆえ構造モデル的な議論にならざるを得ない。したがって、都市ムーネの領域国家への移行過程を問題にするには、同時にこの過程の中で農村ムーネがどのように変化したのかを問題にすることが重要であると言えるのではないだろうか。

① H. Keller, *Adelsherrschaft und städtische Gesellschaft in Oberitalien, 9 bis 12. Jahrhundert*, Tübingen 1979. 一九九五年に刊行されたイタリア語版においては、ドイツ語版刊行後の反論に答える形でケラーが新たにイタリア語版序文を付している。H. Keller, *Signori e russelli nell'Italia delle città (secoli IX-XII)*, Torino, 1995. 以下本稿での内容紹介は基本的にイタリア語版による。

② C. Violante, 1953, pp. 458sgg., 918sg.

③ R. Bordon, *Tema cittadino e «ritorno alla terra»*, Id., *Introduzione, in: L'evoluzione delle città italiane nell'XI secolo. Annali dell'Istituto storico italo-germanico Quaderno 25*, Bologna 1988, pp. 15-24.; G. Rossetti, *Il tema cittadino: un tema inattuale?* In: *L'evoluzione delle città*, pp. 25-43.; Id., *Le istituzioni comunali a Milano nel XII secolo*, in: *Atti dell'11 Congresso internazionale di studi sull'alto medioevo*, Milano 26-30

ottobre 1967 tom I, Spoleto 1969, pp. 83-112.

④ *Ibid.*, pp. 83-87.

⑤ G. Sergi, review of: H. Keller, *Adelsherrschaft und städtische Gesellschaft in Oberitalien. 9. bis 12. Jahrhundert*, in *Francia: Forschungen zur westeuropäischen Geschichte* 13, 1985, pp. 747-750.

⑥ R. Bordon, *storiografia recente* pp. 57-58.

⑦ R. Bordon, *Tema cittadino e ritorno alla terra*.

⑧ F. Menant, *Aspetti delle relazioni feudo-russali nelle città lombarde dell'XI secolo: l'esempio clemense*, in *l'evoluzione della città*, pp. 223-240.

三

ケラーの分析の焦点は貴族に置かれていたが、これに対し貴族社会と封主・封臣関係の発展、領主制の発展といった、いわば封建社会の全体史を構想しているのが、F・ムナンの研究である。

一九九三年に刊行された彼の『中世ロンバルディアの農村社会』では一三世紀を含めた段階的な発展を記述しており、それゆえ都市コムーネの領域国家への移行を射程に収めていることが、先に指摘したような問題点に対して大きな利点となっている。彼は一〇世紀から一三世紀の農村社会の展開に三段階を想定している。

第一段階は一〇世紀から一一世紀にいたる時期であり、インカステラメント、バン領主支配の形成、家門形成による貴族の再編

によって特徴づけられる。そして続く第二段階は一一世紀末から一二世紀の第三四半期に相当する。都市コムーネが次第に明確な形をなして行き、その下で農村においても領主による農民の裁判支配が制度化されて行く。この時期の都市と農村は概して双方が利益を追求し合う協調関係にある。裁判当局としての都市コムーネへの農村コムーネの服属も、多くはより有利な結果を求めている。自発的な服従と言えるが、この関係が逆転するのが一二世紀末以降一三世紀に至る第三段階である。この時期都市コムーネは農村コムーネを領主のもとから「解放」し、課税、軍事徴収システムとして農村コムーネを統合して行く。そこで農村コムーネは領主と都市コムーネからの二重負担に苦しめられ、正常な財政運営を行うことはほとんど不可能になって行くのである。ムナンが強調するのは、一三世紀、都市コムーネによる組織的領域支配によってとりわけ財政的な従属を深めて行く農村コムーネの姿である。

しかしこの時期はまた、農村の社会関係に特徴的な変化が見られるという点においても重要である。領主支配の下に（条件家臣）と言われる、領主と農民の間の一種の封建関係が生まれるのである。その主要な形態であった（従騎士）^②と（マスナダ）はそれぞれ以下のようなものであった。

（従騎士）は騎馬で従軍するが身分上貴族ではなく、したがっ

て〈従騎士〉ではない。しかし農民の上層部に出自するが故に〈市民〉でもないため、市民である〈歩兵〉とも区別されているのである。他方、〈従騎士封〉を受けることによって農民に固有の負担を免除されるため、この負担によって特徴づけられる〈農民〉とも区別される。とはいえ騎馬での軍事奉仕を行う故に騎士と形容されることもある。従騎士には領主と共住して家内奉仕をするものと、〈従騎士封〉と呼ばれる特殊な一種の封を受け取って奉仕するものの二種類があった。前者は貴族ではないが、領主のパン権には服さない。主要な職務は主人に従って裁判集会に赴き、必要があれば裁判に武力介入することであった。奉仕年限の後はその領管理者などの形で農村社会の有力者としての道を歩んだようである。所領管理者であるガスタルドは農村共同体の指導者を兼ねることも多く、従騎士勤務が農村社会内での経歴にとって重要な意義を持っていたことが窺い知れる。他方後者の従騎士は農民の上層部に出自し、農村共同体の中では相対的に高い地位を占めていた。領主と従騎士の間の係争を上訴する場合にはボデスタあるいは都市コミュニネの裁判コンスルの下で裁かれたが、基本的には領主の裁判権に服していた。いずれにせよ騎馬での奉仕は経済的負担の大きいものであり、従騎士はむしろ貨幣で納付金を収めることを好むようになり、その結果〈従騎士封〉はゆっくりと消

滅して行くことになった。

他方〈従騎士〉とは異なり隷属身分として領主に直属し、軍事奉仕を行っていたのが〈マスナダ〉である。領主に直属している以上農村コミュニネには組み込まれておらず、それゆえ都市コミュニネからの「農民」身分への課税からは免れていた。しかし一方では他の封建関係同様の誠実誓約を行い「封」を受け取っており、マスナダは隷属的性格と封建関係による契約的性格の双方を同時に帯びていた。基本的には領主のパン権に従属したが、事実上は相対的に高い独立性を保持していた。

〈従騎士〉はしだいに軍役を貨幣納付に代えて消滅して行ったが、〈マスナダ〉は比較的長期間に渡って存続した。しかしその地理的分布には明確な特徴がある。〈マスナダ〉の分布の中心はエミリア・ロマーニャのアペニン山脈中であり、ほとんどは農業生産力を持たない山岳部における現象である。マスナダはとりわけ都市コミュニネの影響力の弱い山岳地域や都市の圧力に長期間抵抗できた大領主支配のもとで発展している。ムナンはこれを農村コミュニネの解放や都市の影響力の浸透によって破壊された農民との人的結合を、領主が再建しようとした結果であると見ている。

以上のようなF・ムナンによる農村社会の研究は、第一にそれまで十分に研究されてこなかった農村社会の事實的側面を明らかに

にしたという点で、イタリアにおいても好意的に受け止められている。ここで本稿の問題意識に即して、こうした社会的現実から領域国家への移行を展望し、ロンバルディアの領域構造と地域国家形成の関連を考慮すれば、このような封建関係のもとで農民や山岳民の軍事化が進行して行くという点は興味深い現象であると言えよう。山岳部や溪谷地域から兵士がリクルートされる第一の原因は生産力の低さによる貧困であり、都市コムーネの支配下で農業生産力を高め、領主支配の下からもある程度は解放されると同時に都市コムーネへの従属を強めて行った平野部の農村コムーネとは顕著な対照をなしている。都市コムーネが組織的な農村支配を確立して行くことによって、その組織の隙間をぬう形で領主の独立性が維持され、また、その支配下の農民の地位や社会的関係も大きく変化して行ったのである。（マスナダ）のような農民・山岳民による軍事力は、この時代を特徴付ける党派間抗争に際しても重要な役割を果たし、シニョーレが都市に支配を確立する際にも重要な軍事的基盤となっていた。農村コムーネの持つ軍事力や人的関係への依存度が、都市コムーネによる農村支配の進展とともにむしろ高まっているとすら言える点は重要ではないだろうか。

また、さらに領域構造との関連から指摘しておくべき点は、都

市コムーネに対して比較的自由性の高い農村コムーネの位置づけである。ムナンは一一世紀以来の有力な政治的・経済的中心である城塞集落を農村コムーネの初期の形態として位置付けるが、同時にこの「農村コムーネ」と、一二世紀以降に史料に現れるより小規模な農村共同体との間に明確な差異を指摘している。すなわち後者の農村コムーネは、都市コムーネの中心性に強くひきつけられており、都市コムーネとの関係は、一二世紀段階の自発的な服従から一三世紀にかけては都市への従属へと変化して行く。他方前者の「農村コムーネ」はそれ自体の中心性がきわめて高く、長期的に自治を維持していく。またその人的構成においても、近隣の都市から移住して来たカピタネイや騎士を構成員として持つという特徴が見られる。

しかしどのような農村コムーネが高い自立性を持ち、政治的・軍事的に大きな意味を持っていたかを考えるには、法的地位や集落規模といった指標だけでは困難ではないだろうか。ムナンは比較的大きな城塞集落以外の農村コムーネの内部構造にはさほど注目していないが、むしろ筆者は、都市コムーネから領域国家へと移行して行く過程において、どの程度重要な役割を果たしうる地域団体であり得るかに注目し、その実力を支える社会的な内実を明らかにして行くことが有益であろうと考える。そのためには、

農村コミュニティー内の人的構成や社会的な結合関係を動態的に把握することが必要であろう。

近年のロンバルディアにおける研究は、聖俗の領主支配の形成過程やその内部における農村社会との関係、またより下層に位置する市民層や農村共同体レベルの社会に分け入った人的結合とモビリティに関する地域研究と事例研究を深化させており、農村社会内部の解明へ向けての可能性が窺われる。もちろん個々の研究者の問題関心は必ずしも本稿の意図に添うものではないが、ここでは主として一九九八年に刊行されたUTEET社の『イタリヤ史』に寄せられたG・アンデンナの記述によりながら、その他の彼の近年の研究をも参照しつつ、最後にいくつかの注目すべき論点を取り上げたい^③。

まずは農村社会における領主以下の動向であるが、これに関してはE・オッキピンティとM・L・コルシによるミラノの小土地所有者層に関する事例研究がある。ここでは、都市経済や在地領主との人的関係がこれらの人々の地位を大きく左右し、〈農民〉層の形成へと結びついて行くことが示されている^④。都市コミュニティーが農村部に対して拡大し、都市市場へ向けて農産物の独占を図りはじめていた一二世紀において、農村の小土地所有者は、同時に度重なる戦火にみまわれたせいもあり、経済的危機に陥っていた。

この状況から利益を得たのが聖俗の領主や投機目的に農村に各種物件を購入する市民であり、小土地所有者は土地を売却して借地人化し、やがては在地領主のバン権力の下に服属して行った。こうして〈農民〉化して行った人々は農村コミュニティーを形成して行くのであるが、このことから農村コミュニティーを構成する農民の地位や出自の多様性がうかがわれる^⑤。

また近年のアンデンナの研究は、在地領主支配の多様な起源と形成過程を明らかにしている。ポー川流域の一円的領主支配の形成に関して、著しく細分化され散在した土地領主支配下の所領から、売却・購入・交換という経済操作によってまとまりを持った領域に対する裁判権が獲得されて行ったと構想したのはC・ヴィオランテであるが^⑥、これに対してアンデンナは、国王や皇帝からの譲渡や城塞集落への定住契約など、多様な起源を持ち、かつ長期的に存続した領主支配の存在を指摘している。彼はまた裁判支配の形成と維持に際しての封建関係の役割をも評価する^⑦。都市コミュニティーの下では一般に世俗領主はコミュニティーから封として裁判権を受け取っている限りにおいて領主として認められる存在になるが、一二世紀中葉以降、封建関係の拡大に伴って、裁判権に与りうることの根拠が封建関係に求められるようになって行くという。

注目すべき点は、このような関係が領主と農村コミュニティーの間に

も成立するということである。^⑧例えばビアンドラーテ伯支配下の農村コムーネが、伯に対する一定の自立性を保持し、高級裁判権を除く訴訟を扱う権限を農村コムーネが維持して行く例が示されているが、これは伯からコムーネへの裁判権の「授封」という形式を取り、コムーネ側からは伯への誠実と軍事奉仕を誓約している。また、ここでは「農村コムーネ」の人的構成も重要な意味を持っている。伯と裁判権を分有し、行使する主体としての「農村コムーネ」は下級騎士によって構成されていた。そして彼らは集団領主として「農民のコムーネ」を支配していたのである。

このような農村内部の社会構成に分け入った研究は現時点では量的にも十分とは言えない。しかし以上のようなアンデンナの議論は、個別の人的結合関係や農村コムーネの地位、領主支配の起源などによる差異は含みつつも、封建関係が広範な社会に浸透していく様子を浮かび上がらせているように思える。アンデンナは封建関係が一二世紀後半以降、裁判権の行使、すなわち領主支配の正当化原理となっていくと述べている。これは土地領主支配の集積という私法的原理によって一円的な領主支配が形成されて行くというヴィオランテの議論に対して、より公的原理による裁判支配の保証を重視する立場からの原理論的な議論と言えるが、その社会的意義に関しては農村コムーネの社会の実態を史料に即し

て検討しなければならない。その際、同時代的に進行して行く、正当化原理としての封建関係の定着と、農村社会内部への人的結合形態としての封建関係の浸透とは、どのように関連して行くのか。またそれぞれに対して都市コムーネはどのような影響を与え、農村コムーネの地域団体としての自立性をどのように規定して行くのか今後の検討課題となろう。

① F. Menant, *Campagne Lombardes au Moyen Age*, Paris 1993.

② F. Menant, *Gli scudieri (scutiferi), vassalli rurali dell'Italia del Nord nel XII secolo*, in: F. Menant, *Lombardia feudale, studi sull'aristocrazia padana nei secoli X-XIII*, Milano 1994, pp. 227-294.

③ G. Andenna, *Le strutture sociali in età signorile e feudale*, in: G. Andenna, R. Bordon, F. Somai, M. Vallerani (ed.): *Comuni e signorie nell'Italia settentrionale: la lombardia*, (Storia d'Italia 6, UTET) Torino 1998, pp. 191-316.

④ M. L. Corsi, *Piccoli proprietari rurali in Garbagnate Murriato: I Veneziani*, in: *Raccolta di Studi in memoria di Sergio Molit Onori, Contributi dell'Istituto di storia medievale Università cattolica del Sacro Cuore*, vol. 2, 1972, pp. 682-727; E. Occhipinti, *Piccoli proprietari rurali in Garbagnate Murriato: I de Vico*, in: *Raccolta di Studi*, pp. 727-747; Id., *Una famiglia di rustici proprietari legata alla canonica di sant'Ambrogio: I da Trezzano*, in: *Raccolta di Studi*, pp. 747-778.

⑤ G. Rossetti, *Società e istituzioni nel contado lombardo durante il Medioevo. Cologno Monzese (secoli VIII-X)*, Milano 1968, p. 196. 参照。

⑨ C. Violante, *Introduzione: La signoria rurale nel contesto storico dei secoli X-XII*, in: G. Dileher, C. Violante (ed.), *Strutture e formazioni della signoria rurale nei secoli X-XIII*, pp. 7-58.

⑩ G. Andenna, *La signoria ecclesiastica nell'Italia settentrionale*, in: *Chiesa e mondo feudale nei secoli X-XII*, pp. 111-147; Id., *Formazione, strutture e processi di riconoscimento giuridico delle signorie rurali tra Lombardia e Piemonte orientale (secoli XI-XIII)*, in: G. Dileher, C. Violante (ed.), *Strutture e formazioni*, pp. 123-167.

⑪ *Ibid.*, pp. 154-165.

おわりに

本稿では、中世後期のイタリアにおいて成立する領域国家の国制は、都市ムーネによる農村領域支配の差異によってもたらされる領域構造および都市—農村関係に大きく規定されているという認識を出発点として記述をすすめて来た。その目的は都市ムーネの支配域である農村領域内部の構造自体を問ひ、その中で都市ムーネという制度の意義を位置付けた上で、中世後期以後の領域国家の形成を問題にすることであった。そのため後半部では地域をロンバルディアに限定し、広い意味での都市と農村の關係に関する問題提起を行ってきた研究を整理し、上記のような関心に沿って論点を整理して来た。領域国家の国制に影響を与えるという点からも重要な論点となるのは、貴族の存在形態、および

農村部の領域構造とその社会構造の関連である。

貴族史的な観点からは、H・ケラーによる、ロンバルディアの都市ムーネと貴族身分の形成と発展に関する議論を取り上げた。カロリング時代以来の連続性を持ち、それゆえに自在地的基盤を持つ貴族と、都市や農村の内部で上昇を果たした自由人とが、都市ムーネに対して固有の賦課を負う「農民」との区別によって、「貴族」身分へと統合されて行くのである。この「貴族」の形成過程は、都市ムーネの組織的な下部単位となる「農村ムーネ」の変質過程との関連の中で捉える必要があり、また「カピタネイ」と「ヴァルヴァソーリ」の間にある差異や三身分制モデルの持つ意味は、各都市ムーネによって異なる社会的条件や、都市間の相互関係を踏まえて考察する必要がある。いずれにせよ重要であると筆者が考えるのは、三身分モデルの妥当性をすべての都市ムーネにあてはめて問うことよりも、複数の都市ムーネ相互の關係の中でこの身分制がどのような意義を担ったかを明らかにすることである。

農村の社会構造に関しては、F・ムナンによる研究を中心に取り上げた。一三世紀にかけて都市ムーネが農村部への組織的統制を深めるにつれて農村社会の内部にも変化が生じる。都市ムーネへの財政的従属を深めて行く農村ムーネが生じる一方、

都市コミュニネからは相対的に強い独立性を保った領主支配や共同体の内部で、住民の末端まで軍事化をとまなう封建関係が浸透し、むしろ地域団体の自立性は強化されて行つた。こうした変化は、ロンバルディア地域の都市コミュニネの領域支配力の限界性に直接的に反映していると言えるのではないだろうか。

以上を踏まえた上で最後に課題として示しておきたいことは、地域団体である「農村コミュニネ」の形成と発展を個別的に分析して行くことの重要性である。例えばアルプス地方と平野部、山岳部の違いなどによって、農村コミュニネの国制上の役割はある程度典型的に理解することができる。が、その自立性の大小や農村社会内部の社会構成には著しい差異があることが近年益々明らかにされつつあることを踏まえれば、さらに社会の内部に分け入ってその人的構成や社会関係を明らかにする必要があるだろう。そしてその多様性をもたらした契機とその影響を、都市コミュニネの形成と発展の各段階において明らかにして行くことが必用である。

イタリアにおける都市・農村関係論の再検討は、基本的には都市コミュニネの位置付けをめぐるものであったといつてよい。都市中心の研究史の中で、農村コミュニネ研究にもまた長い空白があった。さらに個別研究の蓄積が必要とされるが、その際にも、都市—農村関係観に関する全体的な批判を経ている現在、長期的・構

造的な問題を意識しておくことが必要である。イタリアにおいては都市と農村の関係が中近世史記述に大きな比重を持つことを考慮すれば、その再検討をコミュニネ史の各段階に対する部分修正に留めず、総合的な議論を行うことが必要であらう。

都市コミュニネ形成期から一四世紀以後までを含み、かつ必ずしも論点の一致しない諸研究を、都市—農村関係をめぐる諸問題として提示してきたのも、このような問題意識に立つてのことである。農村コミュニネというミニマムな社会の分析は領域国家における国制史的な観点からもまた重要な課題であることをあらためて強調したい。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

〔付記〕

本稿は、一九九八年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。